

議第四百十号

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和二十三年法律第四百四十四号）第四条第一項の規定による当せん金付証票を次のとおり発売するものとする。

平成三十年十二月四日提出

岐阜県知事 古田 肇

- 一 発売総額 一九、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円以内
- 二 充当事業 市町村振興助成事業、教育文化施設整備事業、緑化推進事業、交通安全施設整備事業、地域国際化推進事業、文化行事等運営事業、高齢化少子化施策事業、地域情報化事業、芸術文化振興事業、災害対策・予防事業、地域経済活性化事業、社会貢献活動事業、環境保全・創造事業及び調査研究・人材育成事業
- 三 発売期間 平成三十一年四月から平成三十二年三月まで